

長与町議会反問に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町議会基本条例（平成25年条例30号）第8条第2号に規定する反問について、必要な事項を定めるものとする。

(行使)

第2条 本会議又は委員会において、町長その他の執行機関及びその職員（以下「町長等」という。）は、議員又は委員の質問及び質疑の趣旨、内容、背景及び根拠を確認することを目的として、反問を行使することができる。

2 町長等は、議員の質問等が終了し、町長等が答弁を始める前又は答弁を終了した後に挙手の上、議長又は委員長に反問するための発言を求め、その許可を受けてから行うものとする。

3 議長又は委員長は、議員の答弁終了後、町長等に反問終了の確認をするものとする。

(議員の責務)

第3条 議員は、町長等の反問に対し、誠実に答弁しなければならない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。